

滋賀県税条例の一部を改正する条例の専決について

1 専決理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年2月7日に国会に提出されました。この法律の成立・公布に伴い改正すべき滋賀県税条例の規定のうち平成29年4月1日に施行する規定等について改正するため専決を行おうとするものです。

2 主な専決内容

(1) 自動車取得税

自動車取得税における「エコカー減税」について、対象となる自動車の範囲および軽減率を次のとおり見直した上、延長することとします。(付則第10条の2および第10条の2の3関係)

例：乗用車

区分		軽減率の見直し	
対象車種	燃費基準達成度	現行 (H27,28年度)	【改正案】 (H29年度)
EV等※1		非課税	非課税
ガソリン車 LPG車(今回追加) ハイブリッド車	H32燃費基準	+30%達成	60%軽減
		+20%達成	
		+10%達成	80%軽減
	達成	60%軽減	20%軽減
※2	H27燃費基準	+10%達成	40%軽減
		+5%達成	20%軽減

※1 EV等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指す。(2)の自動車税において同じ。

※2 LPG車は、今回の改正により対象車種に追加。現行のガソリン車およびハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限り、改正後のガソリン車、LPG車およびハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

(2) 自動車税

ア 環境負荷の小さい自動車に係る自動車税の税率を軽減する特例措置について、次のとおり見直しを行うこととします。(付則第10条の3関係)

【現行】

取得期間：平成28年度

軽減年度：平成29年度(取得の翌年度分のみ)

区分	軽減率
EV等	75%軽減
H32燃費基準+10%達成	
H27燃費基準+20%達成	50%軽減

※ EV等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

【改正案】

取得期間：平成29、30年度

軽減年度：平成30、31年度(取得の翌年度分のみ)

区分	軽減率
EV等	75%軽減
H32燃費基準+30%達成	
H32燃費基準+10%達成	50%軽減

※ EV等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

イ 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に係る自動車税の税率を重くする特例措置について、現行の措置を2年延長することとします。(付則第10条の3関係)

3 その他の専決内容

(1) 個人県民税

ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止期限を平成32年3月31日まで延長することとします。(付則第12条関係)

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期限を3年延長することとします。(付則第13条の2関係)

(2) 法人事業税

法人の事業税の確定申告納付期限について、一定の場合には、3月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとします。(第38条の5関係)

(3) 不動産取得税

ア 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとします。(付則第8条および付則第9条関係)

(7) 農用地利用集積計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置

(4) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(9) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(エ) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(7) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(ハ) 公益社団法人等が取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(キ) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置

(7) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(ケ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置

(コ) (キ)の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

(8) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置

イ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、漁業近代化資金の貸付けを受けて取得した当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(4) 自動車取得税

ア 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとします。

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する自動車のうち、一定の自動車であって新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置(付則第10条の2の3関係)

(4) 一定の自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置(付則第10条の2の3関係)

(9) 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として取得された自動車に係る課税免除措置(付則第23条関係)

イ 一定の自動車のうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずることとします。(付則第10条の2の3関係)

ウ 減税対象車に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が一定の場合であるときは、国土交通大臣の認定等の申請をした者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとします。(付則第10条の2の4関係)

(5) 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとするものとします。(付則第10条の2の6関係)

(6) 自動車税

減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が一定の場合であるときは、国土交通大臣の認定等の申請をした者等を自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとします。(付則第10条の3の2関係)

4 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。